



## 人権について考えてみよう ①

# 画面の向こうにも人がいます… インターネットによる人権侵害

インターネットの普及により、私たちの生活は便利で効率的なものになりました。しかし、誰かを傷つけたりトラブルに巻き込まれたりするケースが増えています。近年、人権侵害になりかねない行為が多発しており、大きな社会問題となっています。これは、自分の顔や名前、所属を明らかにしなくても、自由に発言をしたり、不特定多数の人々に情報発信ができたりますなど、インターネットの特性を悪用したものです。

例えば、他人へのひぼう中傷を掲示板に投稿したり、個人のプライバシーにかかわる情報を掲載したりするようなケースなどがあります。特に、マスメディアに大きく取り上げられるような重大な事件が発生すると、加害者の個人情報と称して、住所や顔写真が電子メールで流されたり、インターネットに掲載されたりするなど、人権にかかわる大きな問題となっています。

このような状況に対し、憲法の保障する表現の自由へ配慮しながらも、人権を侵害する悪質な情報の掲載に関しては、法的な対応や業界の自主規制による対策が進んでいます。

インターネットや電子メールに、いったん出てしまった情報は、最初の発信者の意図にかかわらず、あらゆるところに波及してしまいう可能性があります。それだけに、利用する私たち一人ひとりの人権意識が大切です。

(人権啓発広報編集委員会)

★人権ひろばは、今年度、隔月で掲載します。

### 人権標語

(小学5年生の作品)

## なくそうよ 差別いしきのある心



健康教室に通い続けたら…

### 相談内容

近所の空き店舗に健康食品の店がオープンし、健康教室を始めると案内があった。「食品が格安」と書いてあったので参加した。健康教室での話は面白く、健康に良い食品が安い価格で売られていた。楽しくなり3週間通ったが、健康教室の最終日に病気に効くという健康食品を購入してしまつた。よく考えると高いし、効き目も無いようなので返品したい。

### アドバイス

相談者は、高い健康食品を買う目的で健康教室に通つたわけではありません。業者が商品の販売目的を隠して、本来買うつもりが無い消費者に契約させた場合は、店舗で契約した場合でも契約書面を受け取つた日から8日以内であれば、クーリング・オフができます。(ただし健康食品が未使用の場合)相談者には、販売業者へ書面を出すよう伝えました。販売業者は、空き店舗など

消費生活相談

に長期間、健康教室を開いて参加者を集めます。そこでは面白おかしく健康の話を書くことができ、体に良い食品が格安の値段で販売されます。こうして参加者は健康教室に通うことが楽しくなります。もちろん、それが販売業者の狙いです。健康教室の後半になると、本来の目的である高額な健康食品や健康器具の説明を始め、巧みな話術で健康不安をおおりに、参加者に商品を購入させます。このような販売手法を健康講座商法、または宣伝講習販売といいますが、クーリング・オフは可能ですが、長く通ううちに販売員に情が移り「買わない」といふ思いから断りにくくなります。健康食品は病気を治す薬ではありません。くれぐれも購入は慎重に。

消費生活センター(市役所本庁5階)  
☎0848676410  
とき 29日を除く月～金  
曜日9時～12時、  
13時～16時

4月の消費生活巡回相談  
9日(金) 14時～16時  
本郷支所  
16日(金) 14時～16時  
久井保健福祉センター  
23日(金) 10時～12時  
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課  
☎0848676072 FAX 084864103

